

愛媛県立北条清新高等学校
昼間二部定時制課程

学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月策定

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、被害生徒を精神的・身体的に深く傷つけ、自らの命を絶つという危険性を持つものである。最近のいじめは生徒を取り巻く人間関係の多様さに応じた様々な様態を持ち、いじめの早期発見の困難さやいじめを受けた生徒の被害状況の適切な把握の困難さなど、その防止と対策には多くの課題がある。また、情報機器を介したものや法の対象となるものなど、学校だけでは対応が困難ないじめもある。

そこで、生徒全員の教育を受ける権利を保障し、充実した学校教育活動を行うことができるよう、日常の指導体制と緊急時の組織的対応を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組み、いじめを認知した場合には適切かつ速やかに解決するために、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など周囲に生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ① 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ② 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ③ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ④ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ⑤ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ⑥ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ⑦ 欲求不満（イライラを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口や嫌なことを言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷、噂流し、ひやかし、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※いじめ問題対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育むことが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動、学校行事、生徒会活動、部活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・ホームルーム担任による定期的な生徒との面談実施（4月、8月、1月）
- ・自発・呼び出し来談の実施（適宜：サポートルームにて面談）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・人権学習会の開催（講演会、人権映画鑑賞、出前講座、コンサート等）

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

- (3) 教室・家庭でのサイン
別紙 4
- (4) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知（スクールカウンセラーの来校日とそれ以外の昼休みと放課後も相談に対応、各クラスに毎月サポートルーム担当表を配布）
 - ・面談の定期的実施（生徒年間 3 回以上、保護者 2 回以上）
- (5) 定期的調査の実施
 - ・アンケート（悩み調査・いじめに関するアンケート）の実施（年間 3 回程度）
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」に立って、継続的に支援することが重要である。そのために、

- ① 安全・安心を確保する
- ② 心のケアを図る
- ③ 今後の対策について、共に考える
- ④ 活動の場などを設定し、認め、励ます
- ⑤ 温かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。そのために、

- ① いじめの事実を確認する
- ② いじめの背景や要因の理解に努める
- ③ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ④ 今後の生き方を考えさせる
- ⑤ 必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。そのために、

- ① 自分の問題として捉えさせる
- ② 望ましい人間関係づくりに努める
- ③ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

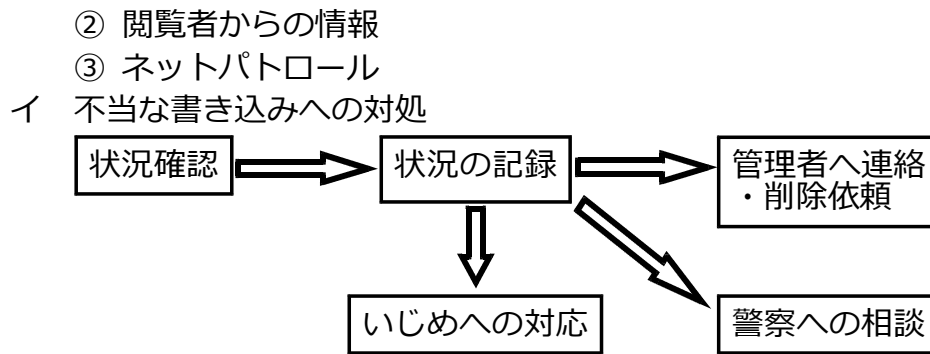
相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。そのために、

- ① じっくりと話を聞く

- ② 苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- ③ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- イ いじめている生徒の保護者に対して
いじめの事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ① いじめは誰にでも起こる可能性がある
 - ② 生徒や保護者の心情に配慮する
 - ③ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
 - ④ 何か気付いたことがあれば報告してもらう
- ウ 保護者同士が対立する場合など
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。その場合、
 - ① 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
 - ② 管理職が率先して対応し、教育委員会や関係機関と連携し、解決を図る
- (4) 関係機関との連携
いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をとることが重要である。
 - ア 教育委員会との連携
 - ① 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ② 関係機関との調整
 - イ 警察との連携
 - ① 心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ② 犯罪等の違法行為がある場合
 - ウ 福祉関係との連携
 - ① 家庭の養育に関する指導・助言
 - ② 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - エ 医療機関との連携
 - ① 精神保健に関する相談
 - ② 精神症状についての治療、指導・助言

7 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめとは
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。
- (2) インターネット上のいじめの予防
 - ア 保護者への啓発
 - ① フィルタリング
 - ② 保護者の見守り
 - イ 情報教育の充実
教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ウ ネット社会についての講話（非行防止教室等）の実施
- (3) インターネット上のいじめへの対処
 - ア いじめの把握
 - ① 被害者からの訴え



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 精神性の疾患を発症した場合
- ③ 身体に重大な障害を負った場合
- ④ 高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

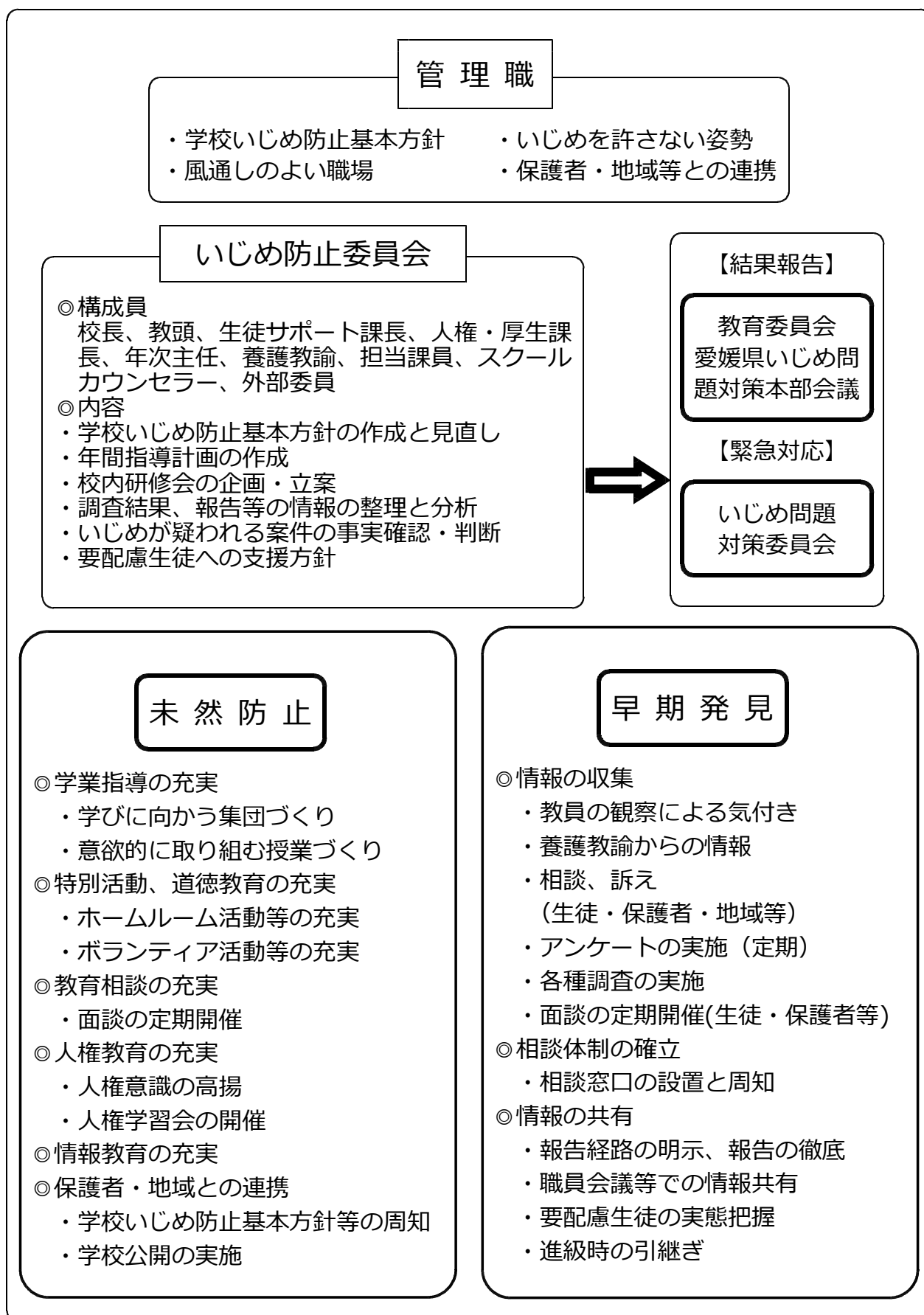
- ① 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ② 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

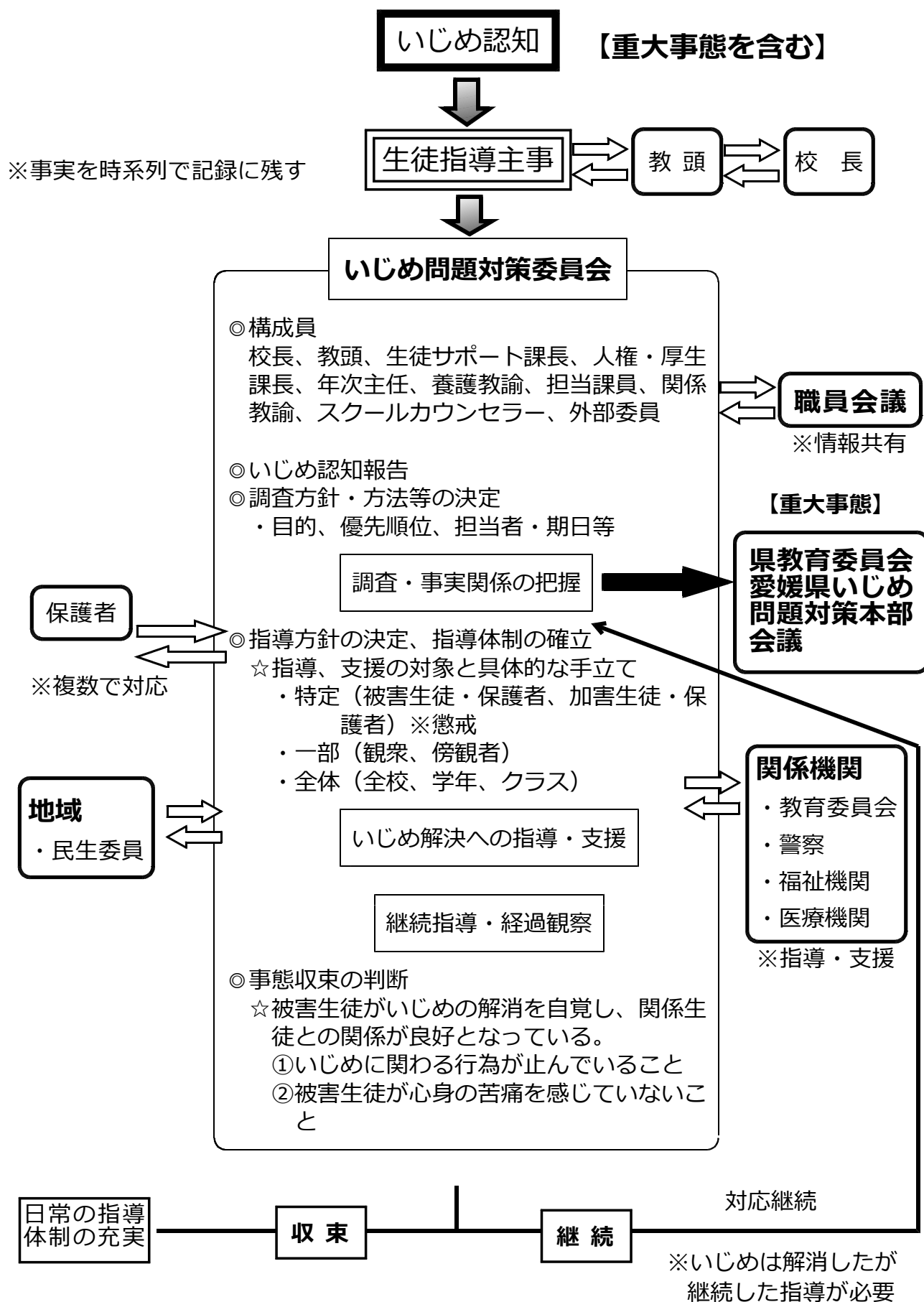
別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	教員と視線が合わず、うつむいている。
	体調不良を訴える。
	提出物を忘れたり、期限に遅れる。
	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	保健室・トイレに行くようになる。
	教材等の忘れ物が目立つ。
	机周りが散乱している。
	決められた座席と異なる席に着いている。
	教科書・ノートに汚れがある。
	突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。
	昼食を教室の自分の席で食べない。
	用のない場所にいることが多い。
	ふざけ合っている表情がさえない。
	衣服が汚れていたりしている。
	一人で清掃している。
放 課 後 等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。
	一人で部活動の準備、片づけをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教員が近づくと、不自然に分散したりする。
	自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サ イ ン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。
	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サ イ ン
	学校や友人のことを話さなくなる。
	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをコソコソ見たり、電話におびえたりする
	不審な電話やメールがあったりする。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
	自転車がよくパンクする。
	家庭の品物、金銭がなくなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。